慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	T・H・グリーン著、北岡勳譯『政治義務の原理』
Sub Title	Thomas Hill Green : Lectures on the principles of political obligation, translated by Isao Kitaoka
Author	多田, 眞鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1952
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.25, No.9 (1952. 9) ,p.57- 60
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19520915-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『政治義務の原理』

T・H・グリーン著
北岡勳譯

一

政治學の古典書に屬するT・H・グリーンの著作「Lectures on the Principles of Political Obligation」が今回國學院大學助教授北岡勳氏の御努力によつて譯出されたことは、同學を志す者にとつて極めて意義あることと思う。譯者は數年前に「政治哲學の課題——トーマス・ヒル・グリーンの一研究」なる著書を公刊され世に問われたのであるが、著者北岡氏によれば、グリーンの政治思想を解明する必要——即ち、その現代的意義は三つの根據に依存している。即ち「先づ理想主義は現代に於ては或る意味に於て、正に危機に直面するとも思はれる故に、より深き討究こそ、政治哲學の分野に於ても望まれるのではないかといふこと、第二に、グリーンの政治哲學は單なる理想主義の亜流としては解決され得ぬ幾多の論點を提起するものとして、新たな觀察を加へらるべきではないかといふこと、第三に、グリーンの政治哲學的思惟が、今日我々に要請せられる政治哲學上の問題解明のために深い示唆を與へ、又或る意味に於て政治哲學に於ける基礎的知識を提供し且は又政治哲學研究への或る方向を指示するものではないかといふこと、これである。」（北岡勳著「政治哲學の課題」二頁）と述べられている。これから「政治義務の原理」の紹介をしようと思うが、その前提としてグリーンの政治思想を胚胎せしめた社會的背景について少々前言してみたい。

所謂産業革命を他のヨーロッパ諸國に比して最も早く完成した當時のイギリス社會は、種々の社會的諸問題——無産階級勢力の擡頭等——を内包し、外部に於ては、他國との間に帝國主義的植民地獲得競爭の渦中にあつた。

このような情勢下にあつて、既存の市民社會を維持しつつ國勢の擴大を意圖するには、必然的に國家機能の强化を餘儀なくされる。即ち、夜警國家的存在では階級間の軋轢調整も不可能であるし、レセ・フェアーの體制では基盤社會の構造變化に應じ得ぬ狀態であつ

た。以上のような社會情勢において、一面イギリス社會に傳來の個人主義的社會思想が主流をなし、他方この社會思想の修正を必然化される外的條件に遭遇したのである。この頂點にグリーンの政治哲學は成立したと考えられる。

國家機能の增大と個人の存在という關係を如何に思考するか、そこに「政治義務」の觀念が登場する。然らばグリーンの思惟する政治義務とは如何なる理念であるか、以下その概略を譯書に基づいて考察してみる。當著は第一章政治義務の根據、第二章スピノザ、第三章ホッブス、第四章ロック、第五章ルッソー、第六章主權と一般意志、第七章國家の基礎は意志であり力ではない、第八章市民は國家に對して權利を有するか、第九章個人的權利、第十章戰時中の個人に對する國家の權利、第十一章國家の處罰權、第十二章道德を促進するための國家の權利、第十三章財產に關しての國家の權利、第十四章家族に關しての國家の權利、第十五章權利と美德の十五の論說と他に一編「意志と人間の道德的發達とに用いられる『自由』の種々の意味について」の十六編によつて構成されている。而して、當著の課題である「政治義務の原理」の思索は特に第七章及び第八章に展開されていると考えられる。第一章「政治義務の根據」は當著の總論的部分を形成している。

二

「政治義務の根據」（第一章）に於て、「私の目的は法律又は國家が强制する權利義務の組織が奉仕する道德上の作用又は目的を考へ、さうすることに於て法律に服從するための眞實の根據又は正當づけを發見することである。」（三七頁）と述べ、法律に服すべき道德的義務の眞實の根據は、法律作用の究明に存する旨を論じ、自己の倫理思想の解明と自然權の理論の追求を以て第一章を充足している。この究明の過程に於て、功利主義思想についての分析を試み、「公共善」の倫理思想をグリーン獨自のものとして表明する。次で、スピノザ・ホッブス・ロック・ルソー（第二章—第五章）における政治理念の究明に論を進め、それらの政治理論及び政治原則一般に不滿の意を表したグリーンは、國家に關する諸々の論議を提起して、第七章「國家の基礎は力（force）でなく意志（will）である」と論斷する。當第七章及び第八章「市民は國家に對して權利を有するか」（市民權の問題）の二章はグリーンの當著に於ける主要な論說と考える故に、可能な限度に詳細に述べてみよう。

「何故私は國家の力に服從すべきであるかを尋ねることは、何故私が制度の複合體——それがなければ私は全く私自身の生活と呼ぶべき生活を有しないであらうし、又私が爲すやうに求められてゐるものの正當化を問ふことも出來ぬであらう——によつて、私の生活が規整されることを許すべきであるかを尋ねることである。」（第七章一五一頁）と述べ、政治的强制、國家權力に服する義務は單に支配被支配の對立關係によつて成立するものではなく、個人存在の基盤としての倫理性に依據して成立するものであると考える。卽ち、「政治的服從は從屬者のために權利を獲得する服從として奴隸の服從と區別される。」（一五四頁）のである。奴隸の服從が單なる刑罰に對する恐怖としての服從にあるに反し、市民的服從——政治義務——は「公共善」への奉仕としての服從である。次に、この國家權力に對する市民的服從の原則——公共の善への奉仕——を考える上

に、國家はこの「公共善」を維持し、促進し得る存在であるか否かの檢討をグリーンは試みる。即ち、國家組織を自然的有機體的組織として考えるか、或は又道德的有機體組織として考えるかに依つて國家の特徴を解明せんとする。

「國家の形成に作用する力の間では、大部分の力が單に自然的なものであるといふことが認められねばならぬ。氣候の力、山や平野、陸や海等の配置の力、あらゆる物質的限界や交通機關の力、はかくの如きものである。然しこれらの力はいはゞ國家が單に自然的なものとしては國家に屬しない性格を特殊的に人的な動因からとる限り、國家の形成にとつて單に構成的のものであるにすぎぬといふことは明らかである。」（一六四頁）と述べ、國家はその本質として單に自然的實證的形成に依るのみでなく、その主體的立場に於いて價値的存在である事を主張する。グリーンは國家をこの意味よりして道德的有機體的組織として把握するのである。然し、このことは次の問題を惹起する。即ち、「遊牧民を征服する熱望に於て、軍事的專制君主の情熱に於て、封建主義の半無政府狀態を眞の主權で蹂躙するやうにルイ十一世やヘンリー八世の如き人々を動かした所の誇りや貪慾や復讐に於て、かくの如き善に對するどのやうな關係があるか。」（一六四頁）ということである。歷史上に現出した國家形成の過程に、征服欲、復讐欲等の非合理的要素が多くその契機となつている事實を如何に解釋するかという問題である。

この問題の解明としてグリーンは、ナポレオンをその分析の對象に置く。ナポレオンに對する一般的見解は、彼の「指導的動機が榮光に對する情熱」であつたというにあるが、これに對しグリーンは「彼の利己主義にも拘らず彼の個性は彼の中のそして彼に對する國民精神の働きによつて非常に支配されたので、フランスの偉大さの中に於て自らを輝しめることが出來るのみであつた。」（一六五頁）と述べ、ナポレオンの個性を利己心にのみ求め彼の個性の背景をなした國民精神の存在を看過してはならぬことを强調し、次の如く歸論する。「若し我々が彼の行動について明らかな結果を了解するならば、その結果が善である限り、彼の特殊な動因以外にどれだけのものが眞にその結果を作り出すために費されたか、反利己的であるものが費されたか、人間の一般的な心に於ける沈默の過程のどれだけのものが費されたかを銘記しなければならぬ。」（一六七頁）と。かくして、國家形成の過程に人間の利己心や報復欲等を指摘することによつては、社會的善の思想が國家形成によつて表現され實現されるという事は反駁され得ぬ。という結論を生ずる。即ち、社會的善の觀念は人間の內在的意識の中に位置し、道德的行爲の根源であるというグリーンの中心思想が表れて來る。國家形成の過程と個人の利己心に關連してあらわれて來る次の問題は「國家存在と最高權力」ということである。グリーンはこれについて次の如く述べる。「單に利己的な情熱の働きが國家の形成に到るといふ見解に尤もらしさを與へるのは、國家の存在にとつて最高の强制力が必要なためである。この主權が確立された過程、例へば部族の尊重によつての軍事力の獲得、他の部族によつてある部族を征服すること、古代世界に於て國家形成の先行する條件であつた暴君によつての家族の獨立せる特權を廢棄すること、近代ヨーロッパに於て同じく國家形成の先

行條件であつた王權によつて封建的特權を廢棄することの如き過程に於て、利己的動機が運動を起させる原因であつたといふことが思はれるだらう。然しながら國家を造るのは單にそのままの最高の强制力ではなくて、ある方法である目的のために行使される最高の强制力である。換言すれば、成文法又は慣習法に從つてそして權利の維持のために行使される最高の强制力である。」（一六九頁）と、グリーンによれば、主權――國家の最高權力――は無制限に任意に行使されるものではなく、傳統的秩序――公共の善が必要とする所の――に合致したものでなくてはならない。主權について以上の如き見解を述べたグリーンは、更に基本的國家の形成に論を展開し、觀念的な「權利」の存在を說き、國家成立の根據、國家の基礎を以て意志であり力でないとの結論に到るのである。

三

國家の基礎に關し力に非ずして意志であるとの論斷を行つたグリーンは、更に「市民は國家に對して權利を有するか」（第八章）の問題を提起する。しかして、この市民權論の主たる對象は「國家と市民」の關係を如何に考究するかに存している。冒頭まず「相互に對し又國家に對する個人の權利或は個人に對する國家の權利の眞實なる概念は、個人の服從を强制し得る主權を有する力の下での單に個人の集團と國家を考へ、一般的な服從を强制するこの力を國家に於ける特徵的な事であると考へる間は得られない。」（一七五頁）と述べ單に主權者の權利に限らず權利一般の成立についての考察を展開する。何故ならば「國家の成員に對し國家に於て主權を有するものの力の權利は成員の同意に依存するものであるといふこと、そして他方これら成員が主權を有するものによつて構成せられて成員に與へられる如き權利以外を有しないといふことを、主張することは等しく不可能である。」（一七六頁）との主張に基くのである。グリーンの稱する權利とは、各人が行動の創始者である事を意識すると同意義に於て他人を認める時に個人の權利が容認され、自然狀態や他人を無視して行われる權利は權利として否定せられるのである。即ち、この意味より「權利は『同量同質』として互ひに認め合ふ人間社會に於て以外に存在を有するのでなく、權利はその相互の認識によつて形造られる。」（一七七頁）のである

市民權について以上の如き見解に立つグリーンは、更に奴隸制度及び市民の國家に對する反抗をテーマに揭げて論を進め次の如き結論に到る。奴隸を救濟する義務は崇高なものであつても、若し奴隸救濟を禁止する法律を侵犯し、市民的結合の崩壞のみならず、市民的結合を可能とする條件をも消滅し、一般的無政府狀態を到來せしむるならば、奴隸救濟の行爲は否定されねばならぬ。何故なら「國家の非常な崩壞は、自由の一般的消失と人間相互の取引に於ける相互の善意に代ふるに一般的な力を以てすることを意味するので、國家の崩壞は、組織化された國家が奴隸に課する如き制限と規整の下でのどんな奴隸狀態の害惡よりも重いのであらうから。」（一八八頁）というにある。この結論よりグリーンの抱く平和的社會改良の思想の片鱗を覗いうると思われる。難解な當著を邦譯された北岡氏の勞を後進學徒として謝するものである。

（四六版、三〇九頁、駿河台出版社、三〇〇圓）

（多田　眞鋤）